

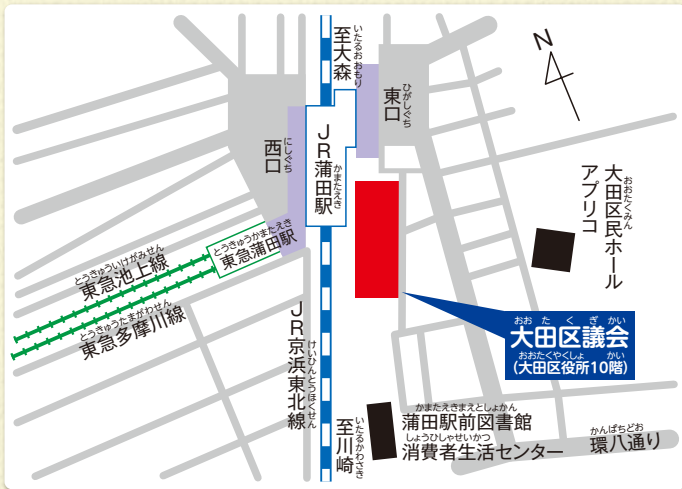
わたし
まな 学んで みよう!

私たちの

おお た く ぎ かい

大田区議会

大田区議会へのご案内



交通機関

●JR浦田駅東口から徒歩1分 (JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線)

大田区議会HPは
こちらから



令和5年6月発行
大田区議会
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
TEL 03(5744)1474
FAX 03(5744)1541
<https://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/>



大田区議会ガイドブック

令和5年6月発行

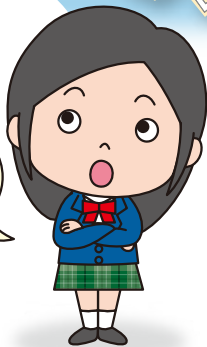
はじめに

大田区の面積は61.86平方キロメートルで東京23区で第1位、人口は約73万人で、23区で第3位です。この人口は全国約1,700ある市区町村の中で、第20位となる大きな自治体です。

令和5年4月1日現在



大田区民が大田区の大事なことを決める時、73万人全員が集まるのは大変!! だから50人の議員を私たちの代表として選ぶだね!!



選挙で区民の代表を決めて、集まってもらえばいいんだ!

平成28年夏の参議院選挙から、18歳以上のみなさんが投票できるようになりました。



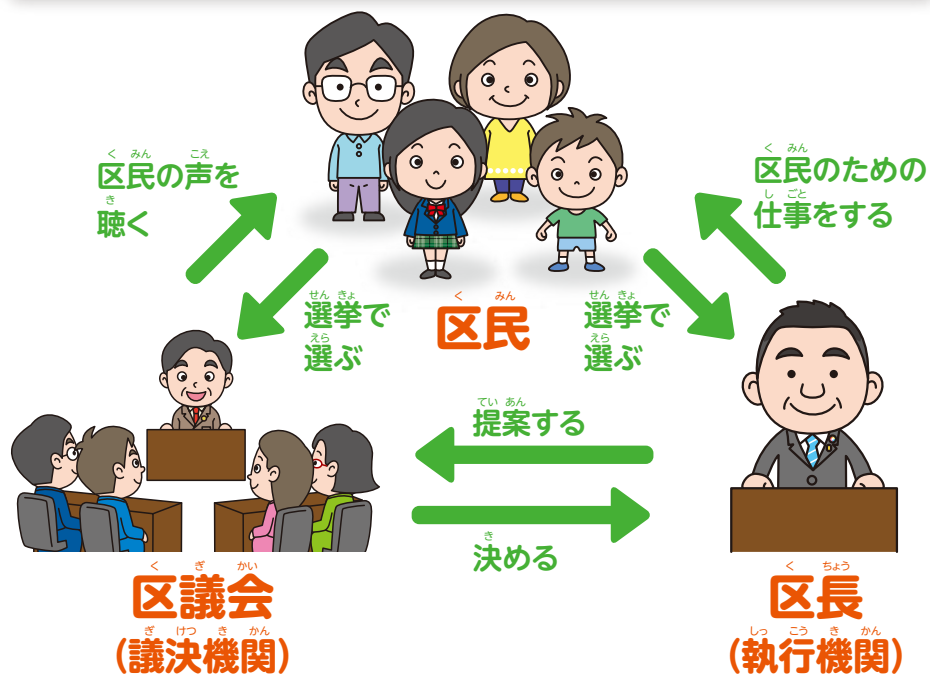
選挙により、大田区民から選ばれたのが、私たち大田区議会の議員です! 私たちがいる大田区議会は、何をしているのか、次のページから具体的に見ていきましょう!



目次

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 区議会は何をするところ? | 10 区民が区議会に対してできること |
| 2 区議会のしくみ | 11 請願・陳情とは? |
| 3 区議会の主な仕事 | 12 願いが形になるまで～公園編～ |
| 4 区議会の流れ | 13 区議会の活動を知るには① |
| 5 本会議とは? | 14 区議会の活動を知るには② |
| 6 委員会とは? | 15 議会ライブ中継 |
| 7 委員会活動とは? | 聴覚などに障がいのある方へ |
| 8 話し合いはどこですの? | 16 区議会議員名簿 |
| 9 議員の地域活動とは? | 20 鉄道と魅力的なまちづくり宣言 |

区議会は何をすところ？



大田区議会は、選挙で選ばれた区議会議員の集まる場です。区議会では、区や議員からの提案をもとに区民の身近な問題を話し合い、区の条例や予算などについて定めます。また、議会で決めたことが正しく行われているか、区民の暮らしにどのように役立っているかをチェックします。

議員や区長に立候補できるのは、満25歳以上の日本国民です。議員に立候補するには、大田区内に3か月以上住んでいることも必要です。



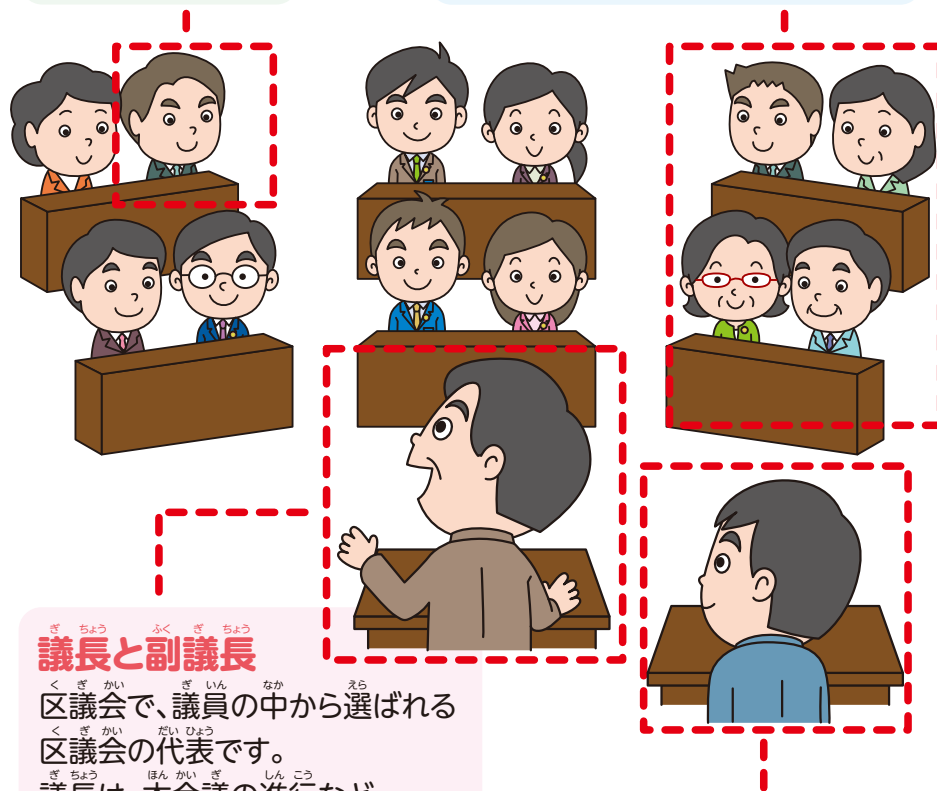
区議会のしくみ

議員

4年に一度
選挙で選ばれます。

会派

同じ考えのもとに
活動をともにする議員の集まりです。



議長と副議長

区議会で、議員の中から選ばれる区議会の代表です。議長は、本会議の進行など、議会での話し合いがスムーズに進むように様々な仕事をします。副議長は、議長の仕事を助け、議長がいないときなどに議長の代わりをします。

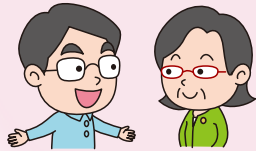
議会事務局

区の職員が区議会の活動を補助する仕事をします。

区議会の主な仕事

区民の声を聴く

区民からの様々な意見を聴きます。
 請願・陳情などもこれにあたります。



意見書の提出

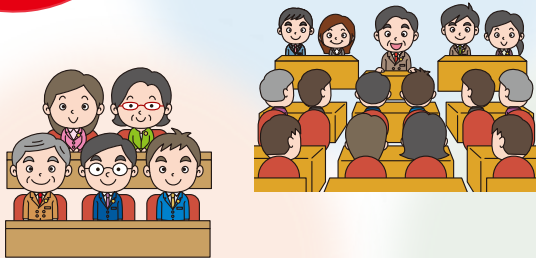
大田区を暮らしやすいまちにするために必要なことを、国や東京都などに要望するため、議会の考えをまとめて、意見書として提出します。



議案の提出

大田区をより良くするために、議員が議案を作り議会に提出します。この議案は、区長が提出した議案と同じように議会で議論します。

区民の代表として
 様々な仕事を
 しています。



議決

議会の考えを決定することを議決※と
 います。議会の最も基本的な役割
 です。区民が守るルールである条例を
 制定・改正・廃止するほか、予算の決
 定や決算の認定を行います。

区の仕事のチェック

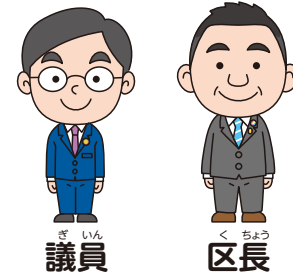
正しく仕事が行われているか、区役所
 の事務をチェックします。

※議決 議決する案件は、法律で定めているもののほか、区が条例で定めているものがあります。大田区議会で
 は、「基本構想の策定及び改廃」、「宣言の制定及び改廃」、「姉妹都市又は友好都市協定締結の決定及び
 解除」を議決案件として条例に規定しています。

区議会の流れ

区議会の仕事は、どのように進んでいくのでしょうか。

本会議の年間スケジュール



本会議①

議会で決める案件(議案)の内容が説明され、議員は質疑をし、区長などが答えます。その後、担当する委員会に議案を割り振ります。

委員会

議員同士が議案を検討し、審査を行います。

本会議②

各委員会の審査結果を報告します。その後、議案について賛成か反対かを多数決で決定します。



本会議とは?

本会議とは、議員全員が集まる会議で、議会の考えが決定されます。会議を開くには、議員定数(50人)の半分以上の出席が必要です。大田区議会には、定期的に開く定例会(年4回)と、必要な時に開く臨時会があります。

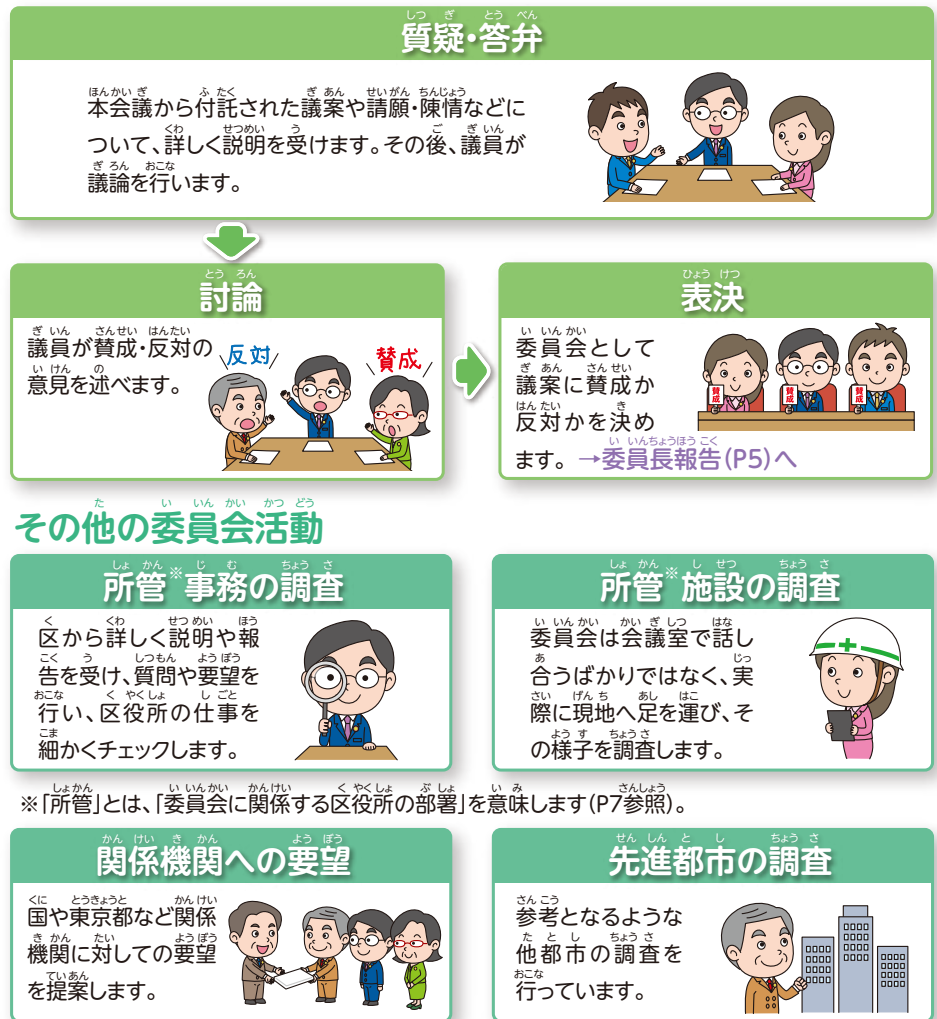
議案が可決されるまで



委員会とは?

区議会に提出される議案や請願・陳情は数が多く、内容が幅広い分野にわたっています。そのため、部門ごとの委員会に分けて、議案や請願・陳情などを専門的、効率的に審査しています。

議案、請願・陳情の委員会での審査の流れ



※「所管」とは、「委員会に関係する区役所の部署」を意味します(P7参照)。

委員会活動とは？

委員会の種類は次のとおりです。

①、②については、原則として毎月開催しています。

① **常任委員会** 区役所の事務を分野ごとに審査・調査する委員会です。委員会に関係する区役所の部署(所管)は次のとおりです。
(令和5年6月1日現在)

【総務財政委員会】

- 企画経営部
- 総務部 ● 区民部 ● 会計管理室
- 選挙管理委員会 ● 監査委員
- 他の常任委員会に属しないこと

【地域産業委員会】

- 地域力推進部
- スポーツ・文化・国際都市部
- 産業経済部

【まちづくり環境委員会】

- まちづくり推進部
- 鉄道・都市づくり部
- 空港まちづくり本部
- 都市基盤整備部 ● 環境清掃部

現在は5つの常任委員会を設置しています。議員は必ず一つの常任委員会に所属しています。



【健康福祉委員会】

- 福祉部 ● 健康政策部

【こども文教委員会】

- こども家庭部 ● 教育委員会

② **特別委員会** 区の特典の問題について審査・調査するため、必要に応じて設置する委員会です。

③ **議会運営委員会** 議会の運営について決定する委員会です。

話し合いはどこですか？

【本会議場】



区役所本庁舎10階の本会議場の全体写真です。
(本会議の詳細はP5へ)



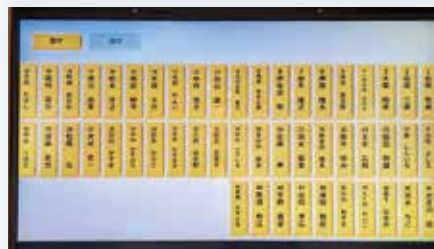
【委員会室】



委員会室は区役所本庁舎10階・11階にあります。
(委員会の詳細はP6へ)



【登庁表示板】



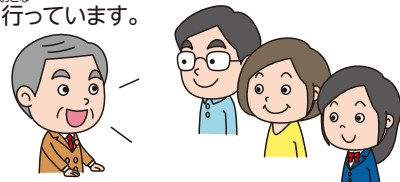
議員が登庁したことを知る方法として登庁表示板があります。区役所本庁舎10階の議会事務局の前のほか、1階正面ロビーに設置しています。

議員の地域活動とは？

議員は区民の声を区政に届けるための活動をしています。たくさんの区民の意見を聴くために行っている「地域活動」の一部を見てみましょう。

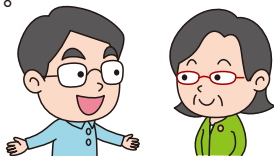
区政報告

議会活動の報告をしたり、自分の考えを区民に説明するなど、区民と意見交換をおこなっています。



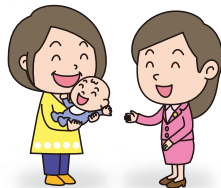
区政相談

区役所の仕事に対する区民の疑問や要望など、様々な相談や意見などを受け付けています。



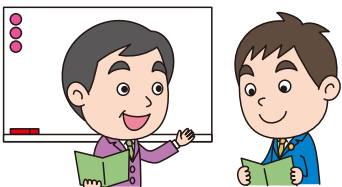
地域の問題解決

子育て、福祉など地域の様々な問題について、解決するように区に求め、協力して解決に当たっています。



区政調査・研修会

区民に、区の仕事について理解を深め興味を持ってもらえるように、区政の調査や研修会などを行っています。



地域行事

地域の行事(防災訓練、敬老会、お祭り、運動会など)に常日頃から積極的に参加して区民と触れ合うことで、信頼関係を築いています。

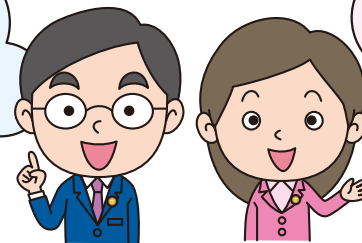


区民が区議会に対してできること

「直接請求」ができます

わが国では、選挙で選ばれた代表者(区議会議員・区長)が区民のための仕事を行う間接民主制を採用しています。その中で、住民の意思を直接政治に反映させることができる制度が直接請求です。

条例の制定・改廃の請求は、有権者の50分の1以上の署名を区長に提出することが必要です。



議会の解散の請求、議員や区長などの解職の請求は、有権者の3分の1以上の署名※1を選挙管理委員会に提出することが必要です。

「請願・陳情」の提出ができます

請願は、憲法第16条※2で保障されている国民の権利です。区議会に請願する場合は、議員の紹介が必要となります。陳情は、請願と同じ趣旨ですが、議員の紹介が不要となります。

→(請願・陳情の詳細はP11へ)

「傍聴」ができます

本会議や委員会は、誰でも会議の様子を見たり聴いたり(傍聴)することができます。本会議の傍聴受付は区役所本庁舎11階、委員会の傍聴受付は区役所本庁舎10階の議会事務局です。

現在、本会議場の傍聴席は、椅子席69席、親子席4席の計73席と車いす用スペースがあります。親子席は防音設備が整っており、お子様と一緒に安心して傍聴することができます。



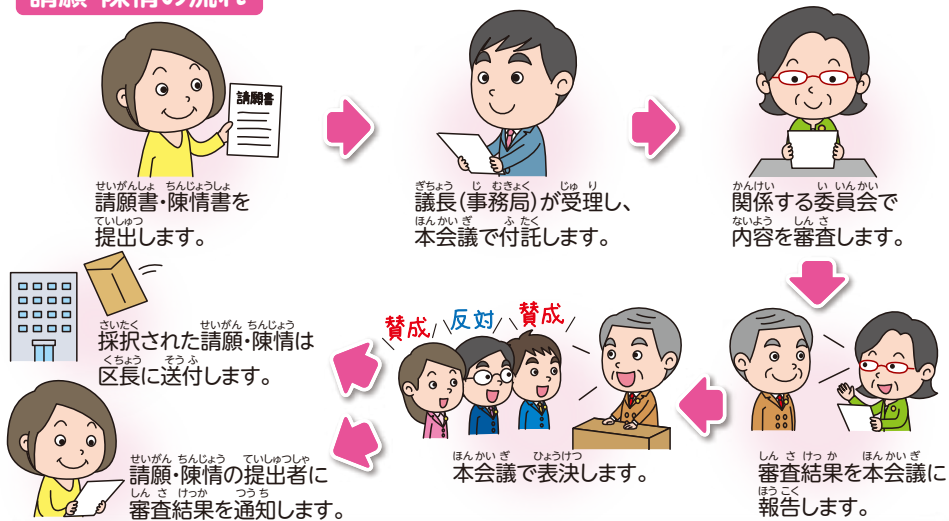
※1 3分の1の場合、約21万人の署名が必要ですが、大田区は選挙権を有する区民が40万人を超えているため、条件が緩やかとなり、約17万人となります(令和5年5月1日現在)。

※2 【憲法第16条】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

請願・陳情とは？

区議会は、区政に関することや区民の要望を、請願・陳情として受け付けしており、どなたでも提出できます。原則として請願(紹介議員が必要)と陳情(紹介議員は不要)の審査は同じ扱いです。

請願・陳情の流れ



記載例

請願・陳情書(記載例)

年 月 日

大田区議会議員あて

請願者(陳情者)
住所
氏名
(署名又は記名押印)
電話番号
紹介議員(陳情には不要)
(署名又は記名押印)

〒の字数は4の字以内

〇〇〇〇に関する請願(又は陳情)

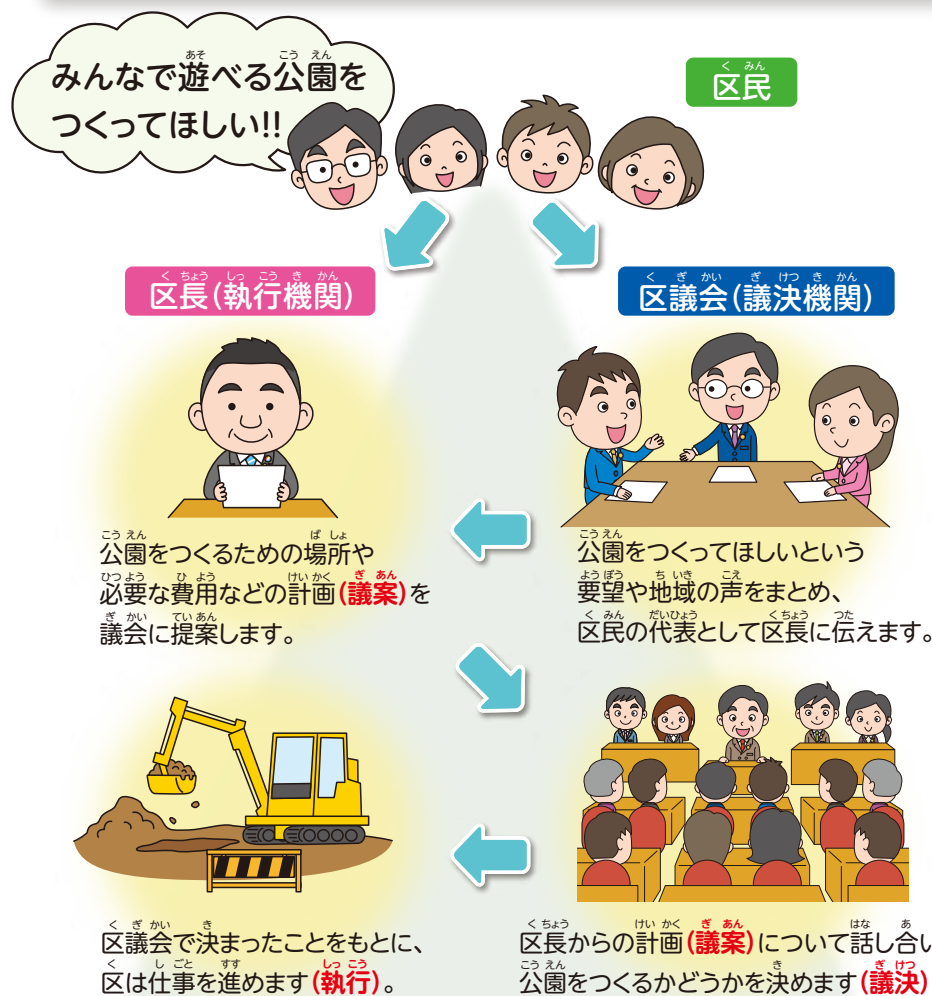
請願(陳情)の趣旨
1
2

理由

次に該当する陳情は審査されません。

- ① 著しく個人、団体等を誹謗、中傷をし、その個人、団体等の名誉毀損、信用失墜のおそれがあると判断した陳情。
 - ② 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する用語の使用がある陳情。
 - ③ 郵送分の陳情。
 - ④ 住所・連絡先が不十分で連絡のとれない陳情。
 - ⑤ 同一期内で概ね1年を経過していない同趣旨の陳情で、状況の変化がないと認められるもの。
 - ⑥ マンション紛争等私人間で解決すべき内容を含む陳情。
 - ⑦ 既に願意が達成されていると思われる陳情。
 - ⑧ その他議会の審査になじまないと議長が判断した陳情。
- ただし、①、②については、既に公表された事実、社会的に周知された事実等については除くものとする。また、⑤については、すでに審査結果が出ており、同一期内で概ね1年を経過していない請願と同趣旨の場合も、同様に取り扱う。

願いが形になるまで～公園編～



区議会の活動を知るには①

区民に区議会をより身近に感じてもらうため、大田区議会ではホームページやTwitterなどで広報活動を行っています。ホームページでは会議の日程、議案や請願・陳情の審査結果、動画や会議録、区議会の刊行物などを見ることができます。

ホームページ



かんたん
簡単アクセス!



YouTubeで配信している
「大田区議会チャンネル」の
動画です。



区議会の活動を知るには②

大田区議会では刊行物として、おおた区議会だよりや区議会年報、区議会概要、区議会会議録などを発行しています。

おおた区議会だよりには、定例会での質問の要旨や会議の結果、予算・決算に対する各会派の意見などを掲載しています。

これらの刊行物については、区立図書館※、区政情報コーナー(区役所本庁舎2階)でご覧になれます。また、ホームページからでもご覧になれます。

※区議会概要を除く。



かんたん
簡単アクセス!



おおた区議会だよりは
定例会・臨時会ごとに発行されます。
新聞折込や、区施設(区立図書館、
とくべつ出張所など)で配布しているほか、
JR・主要私鉄駅などに設置されている
広報スタンドに置いています。



議会ライブ中継

会議の様子(本会議及び予算・決算特別委員会など)をライブ中継しています。中継を見ることができる施設は、右記のとおりです。

中継は、開会時刻から特別出張所は午後5時まで、その他の施設は、各施設の開館時間の範囲で行っています。

- 区役所本庁舎1階ロビー
- 大田区民ホール・アブリコ
- 大田区産業プラザPiO
- 大田区総合体育館
- 特別出張所(18か所)

聴覚などに障がいのある方へ

大田区議会では、全ての方に安心して議事を傍聴いただけるよう、音声認識文字変換ツール(UDトーク)の設置、手話通訳者の配置、FM受信機(ヘッドホンタイプ)の貸し出しを行っております。

本会議場で行われる会議

音声認識文字変換ツール(UDトーク)

傍聴席に設置された液晶モニターに議場で発言内容をリアルタイムで表示します。(予約不要です)



本会議と委員会

●手話通訳者の配置を希望される方

傍聴希望日の7日前までに議会事務局へお申し出ください。

●FM受信機の貸し出しを希望される方

傍聴の際にお申し出ください。

【連絡先】議会事務局
TEL 03(5744)1474
FAX 03(5744)1541

区議会議員名簿

会派名称・電話番号

自民・無所属	自由民主党大田区議団・無所属の会	☎03(5744)1480
公明	大田区議会公明党	☎03(5744)1488
共産	日本共産党大田区議団	☎03(5744)1477
維新	日本維新の会大田区議団	☎03(5744)1155
つばさ	つばさ大田区議団	☎03(5744)1718
フォーラム	東京政策フォーラム(都民ファースト・国民民主・無所属の会)	☎03(5744)1285
立憲	立憲民主党大田区議団	☎03(5744)1475
フェア民	フェアな民主主義	☎03(5744)1469
れ新	OTAれいわ新選組	☎03(5744)1675

五十音順 令和5年6月1日現在 ①～⑤⑩ 数字は議席番号(議場の略図と議席P19)

あき なり
秋成 おさむ
公明 こうめい 18



あまの ゆう た
あまの 雄太
公明 こうめい 26



い さ じ ごう
伊佐治 剛
自民・無所属 じみん・むしよぞく 8



い どう
伊藤 つばさ
つばさ 40



いぬ ぶし ひで かず
犬伏 秀一
つばさ 37



えびさわ けい すけ
えびさわ 圭介
自民・無所属 じみん・むしよぞく 10



おお はし
大橋 たけし
公明 こうめい 20



おお もり あき ひこ
大森 昭彦
自民・無所属 じみん・むしよぞく 3



おかもと ゆみ
岡元 由美
公明 こうめい 17



おがわ あずさ
小川 あずさ
立憲 りっけん 45



すずき たか ゆき
鈴木 隆之
自民・無所属 じみん・むしよぞく 7



すずき ひろこ
鈴木 ひろこ
維新 いしん 34



おぎの みのもる
おぎの 稔
フォーラム 41



おしみ りゅう た
押見 隆太
自民・無所属 じみん・むしよぞく 6



すずき ゆみ
鈴木 ゆみ
公明 こうめい 25



すどう えい じ
須藤 英児
つばさ 39



かき しま こう へい
柿島 耕平
自民・無所属 じみん・むしよぞく 15



きた むら やよい
北村 やよい
自民・無所属 じみん・むしよぞく 13



たか せ さん とく
高瀬 三徳
自民・無所属 じみん・むしよぞく 2



たか やま ゆう いち
高山 雄一
自民・無所属 じみん・むしよぞく 11



こ みね よしえ
小峰 よしえ
公明 こうめい 21



さ とう しん 伸
佐藤 伸
共産 きょうさん 28



た じま かず お
田島 和雄
公明 こうめい 23



た むら ひで き
田村 英樹
公明 こうめい 19



し おの め まさき
しおの目 まさき
自民・無所属 じみん・むしよぞく 4



し みず きく み
清水 菊美
共産 きょうさん 27



つ だ とも き
津田 智紀
立憲 りっけん 46



つばき しんいち
椿 しんいち
公明 こうめい 22



し みず ちこ
清水 ちこ
フォーラム 42



しょう じま たか ひろ
庄嶋 孝広
立憲 りっけん 47



てら した なおみ
寺下 なおみ
フォーラム 43



てら だ かずとも
寺田 かずとも
れ新 れしん 50



すえ やす ひろ あき
末安 広明
公明 こうめい 24



すが や いく え
すがや 郁恵
共産 きょうさん 29



てん さか だい すけ
天坂 大介
自民・無所属 じみん・むしよぞく 14



とく やま れい こ
とく山 れいこ
フォーラム 44



すぎ やま かず のり
杉山 かずのり
維新 いしん 35



すぎ やま こう いち
杉山 こういち
共産 きょうさん 30



なか つば えつ こ
中坪 悦子
自民・無所属 じみん・むしよぞく 12



な す り え
奈須 利江
フェア民 ふえあみん 49



ひらの 春望
立憲りっけん 48



ほんだ たかまさ
維新いしん 33



まつばら 元
つばさ 38



まつばら ひでのり
自民・無所属 1



まつもと ひろゆき
公明こうめい 16



まばし やすとき
自民・無所属 9



みさわ せい たらう
維新いしん 32



みやざき かずま
維新いしん 36



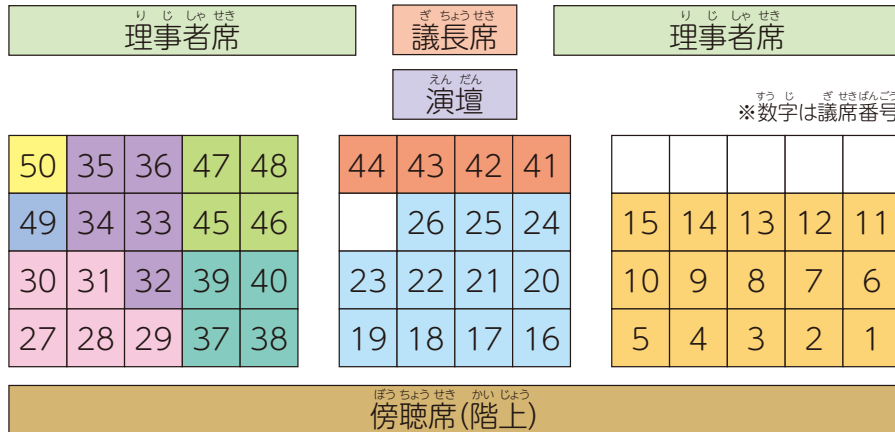
むらいし まい こ
共産きょうさん 31



ゆもと りょう たらう
自民・無所属 5



議場の略図と議席



鉄道と魅力的なまちづくり宣言

～夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指して～

つなげていこう 環境に優しい 鉄道ネットワークを
 つくっていこう 鉄道とともに発展する おおたのまちを
 のこしていこう 人が交流しにぎわう 魅力的なまちを

東京国際(羽田)空港を擁し、多様な産業が織りなし成長してきた大田のまち。その発展を支えた鉄道網。現代においても、鉄道は、環境に優しく人々の生活に欠かせない利便性の高い公共交通である。

大田のまちが将来にわたり持続的に発展するよう、鉄道ネットワークをさらに充実させ、夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指した魅力的なまちづくりに取り組むことを宣言する。

令和4年12月21日 大田区

※大田区は、ほかに「大田区平和都市宣言」や「スポーツ健康都市宣言」、「国際都市おおた宣言」などを宣言しています。